

令和4年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト外国人の就職支援事業インターンシップ 実施業務委託仕様書

1 事業の名称

令和4年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト外国人の就職支援事業インターンシップ実施業務委託

2 事業の目的

就業体験を通して、外国人求職者が自身の適正・能力や県内の中小企業の魅力を知る機会を提供することで県内企業への就職を促進する。

3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和5年2月15日(水)まで

4 委託業務の内容

以下の事業を企画し、実施すること。

また、本事業を効果的なものとするために本仕様書に明記されていない内容について提案に盛り込むことを妨げないものとする。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点を含めた運営方法を提案すること。

(1) 外国人の就職支援インターンシップ事業：

ア 対象者

求職者：外国人留学生等、身分・地位に基づく在留資格(永住者、永住者・日本人の配偶者等、定住者)を有する者。居住地は問わない。

企業：三重県が指定する「戦略的雇用創造分野」(別表)を含む県内に本社または事業所があり、上記求職者のインターンシップに賛同する企業

イ インターンシップの実施

(ア) 参加求職者

・目標は、上記ア対象者にある外国人留学生等 20人以上及び身分・地位に基づく在留資格を有する者 20人以上、合計40人以上とする。

・大学院生、大学生、短期大学生、高等専門学校生、専門学校生、高校生等の参加において、学年は問わないが2023及び2024年卒業生を含むものとする。それ以外の学年に関しては受入企業と協議する。

・参加者募集時の日本語能力要件は限定しないが、必要であれば限定できる。

(イ)受入企業

- ・受入企業数は問わないが、参加者の多様なニーズに応えるよう募集する。
- ・受入企業の開拓においては、みえの企業まるわかり NAVI、「みえ」のインターンシップ情報サイト、三重で働こう等のウェブサイトや三重県国際取引企業名簿 2021 に掲載されている企業情報を活用する、また経済団体等と連携するなど様々な媒体を効果的に利用し広範に行う。
- ・受入企業は、インターンシップ実施計画表を提出する。インターンシップのプログラムが構築されていない企業に対してはその策定を支援する。

(ウ)インターンシップの実施

- ・インターンシップ実施に係る専門性を有するキャリアコーディネーターを設置し、参加者及び受入企業双方の対応に当たる。
- ・インターンシップ実施にあたり、参加者及び受入企業に対して必要とされる様式を整える。
- ・期間において、1Day、短期、長期は問わないが、インターンシッププログラムに必ず就業体験を含むものとする。大学等単位認定のあるインターンシッププログラムに関しては、参加者が在籍する教育機関及び受入企業等と協議し決定する。

- ・参加者の就業体験がより有益なものとなるように以下の研修を提供する。

①別途実施する「外国人の就職支援事業」の就職準備セミナー(アーカイブ配信を含む)を受講し日本における就職活動や就労に関する基本的な知識を習得してもらう。参加者は事前に研修を受講することが望ましいが、受講時期に関しては支援センターと協議する。(※別添仕様書参照のこと)

②インターンシップの心構え・目標設定、就業体験先の企業研究等に係る事前セミナー

- ・就業体験に係る参加者への報酬は当事業からは発生しない。
- ・実施時期は特に定めない。参加者及び受入企業等と協議する。
- ・インターンシップの実施場所は三重県内を基本とする。
- ・必要と考えられる保証内容の災害・傷害等保険に、参加者を被保険者として加入する。
- ・必要に応じ、教育機関、企業、参加者間で契約書・覚書等の締結をする。参加者は企業に誓約書を提出する。
- ・インターンシップ実施後に、参加者及び受入企業に対してアンケートを実施する。内容に関しては支援センターと協議する。

ウ その他

(ア)参加者及び企業の募集において、波及性の高い広報活動を実施する。

(イ)別途実施する「外国人受入体制構築事業」及び「外国人の就職支援事業」と連携する。

5 事業目標の設定

当該事業における目標設定を行い、それを踏まえた業務計画を策定して、業務を実施すること。なお、目標及び業務計画については支援センターと協議すること。

6 契約上限額(消費税及び地方消費税を含む)

外国人の就職支援インターンシップ事業 : 2,860,000円 (内消費税260,000円)

7 実施事業者の条件

- (1) 事業推進において、参加企業・求職者双方に対して有益な運営ができるノウハウを有していること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加の資格)に規定する者に該当しないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

8 実務実施体制

(1) 運営事務局の設置

受託者は、運営事務局を設置し、組織体制を整えて、必要な職員を配置すること。緊急を要する事態が発生した場合を想定し、支援センターとの連絡を迅速に行えるよう対応すること。

(2) 実施体制及びスケジュールの作成

受託者は、委託契約後速やかに、本委託業務の実施体制表(企画提案書様式2・業務実施体制)及びスケジュールを作成し、支援センターの承認を得ること。なお、これらに変更がある場合も、支援センターの承認を得ること。また、業務の実施にあたっては支援センターと協議のうえで行うこと。

(3) 安全衛生

受託者は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、参加者の安全衛生について十分配慮すること。なお、プログラムの内容により傷害保険等の加入が必要な場合は、その費用を本業務で負担する。

9 その他業務実施上の条件

- (1) 委託者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (3) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに支援センターに移転するものとし、著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって支援センターに譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人

格権を行使しないものとする。

(4)業務の遂行において疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議し、その指示に従うこと。

(5)この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存しなければならない。

10 業務委託料

(1)支払い

原則、精算払いとし、必要に応じて協議のうえ決定する。

(2)委託料の返還

受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払い停止若しくは既に支払った委託料の額の一部を支援センターに返還する。また、上記により契約を解除した場合は受託者に対して違約金を求める場合がある。

(3)委託料の減額

本事業の委託料で措置することのできる経費は、本事業の実施に係る経費のみとし、実績に応じて契約額を減額することがある。

11 経費算定上の留意事項

本事業の対象となる事業費は、本事業を実施するために必要な経費のうち、受託者の通常業務と区分して計上することが可能な経費とする。また、見積書の作成にあたっては、以下の事項に留意し、人件費、事業費及び消費税等がわかるように区分して作成するものとする。

(1)本事業実施に係る経費については、契約上限額・区分(人件費、事業費、消費税等)・科目(*P6-7)・積算内訳の別で、具体的に計上する。なお、各経費は消費税等抜き額を記載し、総事業費に一括して消費税等を計上するものとする。消費税は100分の10とする。

(2)積算内訳には、内訳毎に積算根拠(単価、数量等)を示しながら積み上げること。

(3)計上できる経費は、契約期間中に執行するものだけであり、契約期間前後の経費は計上できない。

(4)受託者の人件費は、原則として時間単価に事業従事時間数を乗じたものとし、時間単価は健保等級証明書(給与明細書)に基づき等級単価一覧表から算出する。しかしながら、条件を満たす場合(*P12)は受託者単価、また出向者等の場合は実績単価計算(*P11)での算出も可能とする。

(5)受託者の社会保険料の算定は17%以下とする。しかしながら、受託者単価あるいは実施単価計算を選択した場合は対象外とする。

*これに限ったものではないが、「経済産業省大臣官房会計課 委託事業事務処理マニュアル 令和3年1月」参照のこと https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf

1 2 提出を要する書類等

委託業務が完了したときは、遅延なく本業務の成果及び本業務の実施に要した経費等について、実績報告書(任意形式)等に証拠書類を添えて、紙媒体及び電子媒体にて支援センターへ提出すること。なお、実績報告書には下記の(1)①～⑦の内容と事業効果、課題を取りまとめて盛り込むこと。

(1)委託業務実績報告書

- ①事業の概要
- ②委託事業の実施期間
- ③委託事業の事業費及び人件費
- ④事業従事者の業務日報
- ⑤業務委託仕様書の事業内容にかかる実施報告及び目標に対する実績
- ⑥インターンシップ参加者の名簿(企業、求職者等)、インターンシップ実施に係る書類及びアンケート

(2)収支決算書

(3)その他必要と思われる資料として指示するもの

※本業務の関連書類については、業務完了後5年間保存しなければならない。

1 3 業務の適正な実施に関する事項

(1)業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

(2)障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

(3)不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ①断固として不当介入を拒否すること。
- ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
- ③当方に報告すること。
- ④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、支援センターと協議すること。

(4)落札資格停止等の措置

契約締結権者は、受託者が(3)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(5)個人情報情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、三重県産業支援センター個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(6) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

1.4 受託上の留意点

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 本事業は常に変化する雇用状況をにらみながら、必要に応じて本仕様書に定めのない業務についても支援センターと協議のうえ、工夫して実施することで事業の成功を目指すこと。

1.5 その他

- (1) 企画提案に要する費用は各提案者の負担とする。
- (2) 提出された各企画提案資料は返還しない。
- (3) 事業実施にあたり、仕様書及び契約書に定めのない事項や細部の業務内容については、支援センターと受託者が協議のうえ実施するものとする。

1.6 担当部局

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891

公益財団法人三重県産業支援センター

事業部 経営支援課 雇用人材担当 地域活性化雇用創造プロジェクト

【担当者】

西村(外国人の就職支援事業)

電話番号：059-253-1260

FAX番号：059-253-1262

メールアドレス：chipro@miesc.or.jp

別表) 戦略的雇用創造分野

※詳細は日本産業分類を参照のこと

1	医療・福祉	大分類 P (中分類 83~85)
2	製造業	大分類 E (中分類 09~32)
3	卸売業・小売業	大分類 I (中分類 50~61)
4	建設業	大分類 D (中分類 06~08)
5	宿泊業・飲食サービス業	大分類 M (中分類 75~77)

◆大分類 P (中分類 83~85)

(83)医療業、(84)保健衛生、(85)社会保険・社会福祉・介護事業

◆大分類 E (中分類 09~32)

(09)食料品製造業、(10)飲料・たばこ・飼料製造業、(11)繊維業、
 (12)木材・木製品製造業、(13)家具・装飾品製造業、(14)パルプ・紙・紙加工品製造業、
 (15)印刷・同関連業、(16)化学工業、(17)石油製品・石炭製品製造業、
 (18)プラスチック製造業、(19)ゴム製品製造業、(20)なめし革・同製品・毛皮製造業、
 (21)窯業・土石製品製造業、(22)鉄鋼業、(23)非鉄金属製造業、(24)金属製品製造業、
 (25)はん用機械器具製造業、(26)生産用機械器具製造業、(27)業務用機械器具製造業、
 (28)電子部品・デバイス・電子回路製造業、(29)電気機械器具製造業、
 (30)情報通信機械器具製造業、(31)輸送用機械器具製造業、(32)その他の製造業

◆大分類 I (中分類 50~61)

(50)各種商品卸売業、(51)繊維・衣服等卸売業、(52)飲食料品卸売業、
 (53)建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、(54)機械器具卸売業、(55)その他の卸売業、
 (56)各種商品小売業、(57)織物・衣服・身の回り品小売業、(58)飲食料品小売業、
 (59)機械器具小売業、(60)その他の小売業、(61)無店舗小売業

◆大分類 D (中分類 06~08)

(06)総合工事業、(07)職別工事業、(08)設備工事業、

◆大分類 M (中分類 75~77)

(75)宿泊業、(76)飲食店、(77)持ち帰り・配達飲食サービス業

※当該事業を利用する企業は、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト賛助会に入会しているあるいは入会するものとする。

別添) 外国人の就職支援事業実施業務委託仕様書「就職準備セミナー」仕様抜粋

(2) 外国人の就職支援事業：

外国人求職者が日本の就職活動・就労に係る知識を得る、また県内の魅力ある企業を知る機会を提供し就職を促進する。

ア 対象者

求職者：外国人留学生等、身分・地位に基づく在留資格(永住者、永住者・日本人の配偶者等、定住者)を有する者。居住地は問わない。

企業：三重県が指定する「戦略的雇用創造分野」(別表)を含む県内に本社または事業所があり、外国人の採用を行っている、もしくは採用の意向がある企業

イ 就職支援活動

(ア) 就職準備セミナーの実施

- ・日本での就職を考えている外国人求職者が日本の就職活動や就労に関する基本的な知識を習得し、また自身の能力や適性を認識できるような幅広い内容で構成する。
- ・対面あるいはWEB会議システムを利用し実施する。
- ・セミナーの回数は問わないが、アーカイブ配信等を活用し有効に情報を提供する。
- ・参加求職者は、身分・地位に基づく在留資格を有する者20人以上とし、学生の場合学年は問わない。また、外国人留学生等の参加も可能とする。
- ・参加求職者の募集においては、別途実施する「外国人の就職支援インターンシップ事業」と連携する。

(イ) WEB合同企業説明会の実施

- ・WEB会議サービスを利用しオンラインで実施する。
- ・回数は3回程度とし、一回あたり3～5社の企業の参加を目標とし、9～10月に開催する。
- ・参加企業は「戦略的雇用創造分野」(別表)にある①医療・福祉②製造業③卸売業・小売業④建設業⑤宿泊・飲食サービス業を主とするが、別表に含まれない業種からの募集も妨げるものではない。
- ・参加求職者は、ア対象者30人以上とする。

(ウ) 企業見学・交流会の実施

- ・就職支援セミナー、WEB合同企業説明会の参加者からの希望者を主として実施する。回数は問わない。
- ・参加求職者が見学先企業での就労をよりイメージできるような取り組みを含む。
- ・参加求職者は、5人以上とする。

(エ) キャリアコンサルタントの配置及び就職相談の実施

- ・事業期間を通して就職相談を実施する。回数は問わない。
- ・上記(ア)(イ)(ウ)の実施を鑑み、就職相談会のスケジュールを構成する。

- ・対面あるいはWEB会議システムを利用し実施する。
- ・国家資格キャリアコンサルタントを三重県産業支援センターと協議の上選定し依頼する。
- ・参加求職者は5人以上とする。

ウ その他

- (ア) 求職者及び企業の募集において、波及性の高い広報活動を実施する。
- (イ) 別途実施する「外国人の就職支援インターンシップ事業」と連携する。
- (ウ) 上記(ア)～(エ)に係るイベントの実施後に参加求職者及び参加企業にアンケートを実施する。内容については支援センターと協議する。